

市有墓地 ご使用の手引き

吹田市環境部

— 目次 —

墓地使用の手続き

1 墓石等建立・刻印・撤去	- 2 -
2 納骨（ご遺骨をお墓に納める）	- 3 -
3 承継（墓地の使用権を引き継ぐ）	- 4 -
4 改葬（ご遺骨を移動する）	- 6 -
5 変更（本籍地、住所、氏名等を変更する）	- 7 -
6 返還（不要になった墓地を返還する）	- 8 -
7 使用許可証の再交付	- 9 -

墓地使用に関するお願い

お問い合わせ先

記入例

吹田市ホームページ
吹田市有墓地を使用されている方へ
様式等ダウンロード先



墓地使用の手続き

1 墓石等の建立・刻印・撤去

許可を受けた区画にお墓を建てるときや、墓石に名前を刻印するとき等は、事前に「工作物の設置申請書」を提出してください。また、作業が完了したときは速やかに、完了後の写真を提出してください。

必要な書類

(1) お墓を建立、建て直しする場合

- ① 「吹田市有墓地工作物の設置等申請書」
- ② 仕様書（工事をする場合）
- ③ 図面
- ④ 建立前と建立後の写真

(2) お墓や霊標に名前を刻印する場合

- ① 「吹田市有墓地工作物の設置等申請書」
- ② 彫刻名の彫刻図
- ③ 刻印前と刻印後の写真

(3) お墓を撤去する場合

- ① 「吹田市有墓地工作物の設置等申請書」
- ② 撤去前と撤去後の写真

※ 撤去する場合は、P6「改葬（ご遺骨を移動する）」、P8「返還（不要になった墓地を返す」も合わせてご覧ください。

2 納骨（ご遺骨をお墓に納める）

お墓にご遺骨を納めるときは、事前に「埋蔵届」を提出してください。届出が無いものは埋蔵の記録として残らないため、墓じまいの際などに埋蔵の事実が証明できないため、ご遺骨の移転（改葬）ができなくなります。墓地を適正に管理するためにも必ずお手続きをお願いします。

墓地使用者が亡くなられた場合は、承継の手続きが完了した後に納骨の手続きをしていただきます。承継については、P4 「承継（墓地の使用権を引き継ぐ）」をご覧ください。

必要な書類

（1）初めて納骨する場合

- ① 「吹田市有墓地埋蔵届」
- ② 使用許可証
- ③ (埋)火葬許可証（※1）

（2）別のお墓等から改葬して納骨する場合

- ① 「吹田市有墓地埋蔵届」
- ② 使用許可証
- ③ 改葬許可証（※2）

※1 (埋)火葬許可証

死亡届を提出した際に交付される書類です。火葬を行ったときは、(埋)火葬許可証に、火葬場管理者が火葬の事実を証明して返却されますので、その原本を埋蔵届に添付してください。

納骨までに紛失してしまった場合は、死亡届を提出した市町村役場等に相談して、火葬したことが確認できる書類を取得してください。

吹田市に死亡届を提出された場合は、(埋)火葬許可証の再発行を市民課で取得してください。

※2 改葬許可証

一度お墓に納骨されたご遺骨を他の施設に移動するときに必要な許可証です。改葬許可証は、納骨している墓地が所在する市町村役場等で取得してください。

3 承継（墓地の使用権を引き継ぐ）

承継とは墓地の使用許可の地位等を引き継ぐことです。墓地使用者が亡くなられた後も相続人や親族が墓地を使用される場合は、「使用承継許可申請書」を提出して承継の許可を受けてください。市有墓地では、承継する権利を有する方全員の同意を得ていただいたうえで、「使用者の相続人」又は「埋葬、埋蔵されている者の相続人若しくは親族」のどちらかの方が承継できることとしています。

なお、民法（明治29年法律第89号）第897条では次のように規定されていますので、祖先の祭祀を主宰する方が使用許可の地位を継承することとしてください。
また、生前承継をお考えの方はご相談ください。

○民法

（祭祀に関する権利の承継）

第897条 系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。ただし、被相続人の指定に従って祖先の祭祀を主宰すべき者があるときは、その者が承継する。

2 前項本文の場合において慣習が明らかでないときは、同項の権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。

（1）手数料

使用許可証書換え手数料（100円）

（2）必要な書類

*住民票や戸籍謄本は市町村役場等で取得した原本を提出してください。

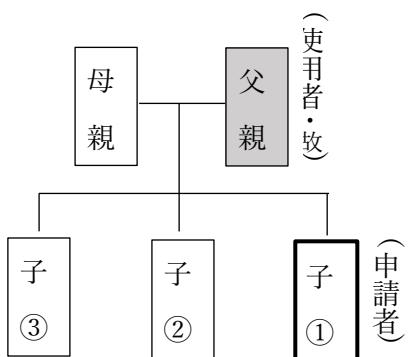
- ① 「吹田市有墓地使用承継許可申請書」
- ② 使用許可証
- ③ 申請者の本籍地が記載された住民票の写し
- ④ 承継の理由を証する書類（使用者の死亡が確認できる戸籍謄本等）
- ⑤ 相続人又は親族であることを証する書類
(使用者と承継者のご関係が確認できる戸籍謄本等)
- ⑥ 承継関係説明図（承継する権利を有する方すべてを記載した家系図）
- ⑦ 承継関係説明図の記載内容を確認するための書類
(申請者以外の相続人又は親族を確認できる戸籍謄本等)
- ⑧ 使用者又は申請者以外の相続人若しくは親族の同意書

参考：必要な書類の作成例

示すのは一例です。必要な書類は親族状況等によって異なるため、ご不明な点は事前に環境政策室までお問い合わせのうえ、ご準備いただきますようお願ひいたします。

例) 使用者（父親）の相続人（子）が承継する場合

- ア 使用許可証をご準備のうえ、承継許可申請書に必要事項を記載してください。
- イ 住所地のある市町村役場等で、「申請者(子①)」の本籍地が記載された住民票を取得してください。
- ウ 市町村役場等で、「使用者（父親）」の出生から亡くなるまで連続した全ての戸籍謄本、除籍謄本(※1)、改製原戸籍(※2)を取得してください。
(注) 本籍地の市町村役場等でしか取得できない場合もあります
- エ 下図を参考に相続人となる方全てを記載した家系図を作成してください。



- オ 「承継に関する同意書」に「母親」、「子②」、「子③」の3名全員が自署してください。

※1 除籍謄本… 転籍等により戸籍の全員が削除されている場合（除籍等）の戸籍謄本のことと言います。

※2 改製原戸籍… 戸籍簿は法改正により何度も作り替えられています。
「改製原戸籍」とは、作り替えられる前の戸籍のことと言います。

4 改葬（ご遺骨を移動する）

改葬とはご遺骨を別のお墓又は納骨堂に移すことです。市有墓地から改葬するときは、市民課（中層棟1階102番窓口）で改葬許可を受けてください。改葬許可の申請には、墓地管理者による埋蔵の事実の証明が必要になりますので、事前に申請してください。市有墓地から改葬される場合は、環境政策室で埋蔵の事実を証明します。

また、改葬先の施設の管理者にも手続き方法等を確認してください。

(1) 改葬の流れ

- ① 改葬先のお墓又は納骨堂等を決める。
- ② 改葬許可申請書に埋蔵の事実の証明を受ける。
- ③ 改葬申請書を市民課（中層棟1階102番窓口）に提出する。

(2) 埋蔵事実の証明に必要な書類

改葬許可申請書

※ 埋蔵事実の証明は即日交付できませんので、ご了承ください。

※ 改葬して墓地を返還するときは、P8「返還（不要になった墓地を返す）」をご覧ください。

5 変更（本籍地、住所、氏名等を変更する）

本籍地や住所、氏名等の届出内容に変更があったときは、速やかに「変更届」を提出してください。墓地使用に関する重要なお知らせを行う場合もありますので、必ずお手続きをお願いします。

必要な書類

- ① 「変更届」
- ② 使用許可証
- ③ 内容変更したことがわかる書類
 - ・使用者の本籍地が記載された住民票の写し等

6 返還（不要になった墓地を返還する）

承継する場合を除き、不要になった墓地区画の使用権を第三者に譲ることはできません。墓じまい等により墓地の区画を返還する場合は、お墓に納められた全てのご遺骨を改葬した後、墓石等を撤去して更地に戻したうえで、「返還届」を提出してください。また、作業が終了したときは速やかに、墓石等の撤去が完了したことを報告してください。

(1) 返還の流れ

手続きを進めるときは、事前に返還のスケジュール等をお知らせください。

- ① お墓に納められたご遺骨すべてを別のお墓等に移す。

(詳しくはP 6 「改葬（ご遺骨を移動する）」をご覧ください。)

- ② 墓石等を撤去して更地にする。

(詳しくはP 2 「墓石等の建立・刻印・撤去」をご覧ください。)

- ③ 返還届を提出する。

(2) 必要な書類

- ① 「吹田市有墓地返還届」
- ② 使用許可証
- ③ 墓石等の撤去前と撤去後の写真

7 使用許可証の再交付

墓地の使用許可証を破損、紛失したときは「使用許可証再交付申請書」を提出して、再交付の申請をしてください。

(1) 手数料

使用許可証発行手数料（100円）

(2) 必要な書類

①「吹田市有墓地使用許可証再交付申請書」

②使用許可証（破損した場合のみ）

③本籍地が記載された住民票の写し

※1 再交付後、紛失した使用許可証を発見したときは、古い使用許可証を返還してください。

※2 再交付申請の際、本籍地や住所、氏名等の届出内容に変更あるときは「変更届」を提出してください。（詳しくは P7「変更（記載内容を変更する）」をご覧ください。）

● 墓地に関するお願い

(1) 墓地の利用について

- ① 火の取り扱いには十分にご注意ください。特に、ローソクや線香等は、お帰りの際には必ず消してください。
- ② ゴミは指定以外の場所に捨てないようお願いします。
- ③ 市有墓地には駐車場がございません。お越しの際は近隣の有料駐車場をご利用になるか、公共交通機関をご利用いただきますよう、ご協力をお願いします。

(2) 使用区画の管理について

他の使用者のご迷惑とならないよう、定期的に除草を行う等、使用区画の適正な管理をお願いします。また、市有墓地全体の環境保全にご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

(3) 損傷等の届出について

誤って墓地の付属設備や他の使用者の墓石等を損傷、亡失したときは、速やかに環境政策室にご連絡ください。

(4) 各種手続きについて

使用者等の権利を保護し、墓地を適正に管理するためにも、各種のお手続きを必ず行っていただきますようお願いします。特に使用者が亡くなられたまま承継や埋蔵の届出がされていない場合は、その後の手続きがとても煩雑になってしましますのでご注意ください。

■ お問い合わせ先

手続きの申請書は各窓口にございます。また、吹田市ホームページよりダウンロードも可能ですので、ご利用ください。

また、ご不明な点やご質問等がございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

(1) 墓地の使用に関する各種の手続き

環境部 環境政策室（高層棟2階 232番窓口）
電話 06-6384-1793（直）
e-mail env-chiiki@city.suita.osaka.jp
吹田市ホームページ <http://www.city.suita.osaka.jp/>

(2) 改葬許可の手続き

市民部 市民課（中層棟1階 102番窓口）
電話【証明】 06-6384-1237（直）
e-mail shimin_k@city.suita.osaka.jp
吹田市ホームページ <http://www.city.suita.osaka.jp/>

吹田市役所
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話 06-6384-1231（代）

記入例

吹田市有墓地工作物の設置等申請書

令和 7 年 4 月 1 日

吹田市長 あて

申請者 本籍 大阪府吹田市泉町1丁目3番

住所 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

氏名 吹田一郎

電話 06-6384-1231

次のとおり墓地の工作物等の設置を申請します。

許可を受けた 墓 地 区 画	吹田市有 <input checked="" type="checkbox"/> 〇〇 墓地 <input checked="" type="checkbox"/> ××× 番
工事区分	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 植樹 <input checked="" type="checkbox"/> 撤去
工事着工予定年月日	令和 7 年 3 月 10 日
工事完了予定年月日	令和 7 年 4 月 25 日
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 仕様書 <input type="checkbox"/> 図面 <input checked="" type="checkbox"/> 写真
摘要	

記入例

吹田市有墓地埋蔵届

令和 7 年 4 月 1 日

吹田市長あて

申請者 本籍 大阪府吹田市泉町1丁目3番

住所 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

氏名 吹田一郎

電話 06-6384-1231

次のとおり埋蔵の届出をします。

許可を受けた 墓 地 区 画	吹田市有 〇〇 墓地 ××× 番
埋蔵の予定年月日	令和 7 年 4 月 20 日
埋 藏 者 氏 名	×× ×× (続柄) 父
添 付 書 類	<input checked="" type="checkbox"/> 使用許可証 <input checked="" type="checkbox"/> 改葬許可証又は埋火葬許可証 <input type="checkbox"/>
摘 要	

記入例

吹田市有墓地使用承継許可申請書

令和 7 年 4 月 1 日

吹田市長 あて

申請者 本籍 大阪府吹田市泉町1丁目3番

住所 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

氏名 吹田一郎

電話 06-6384-1231

次のとおり承継の許可を申請します。

番号が不明のときは
お尋ねください

承継しようとする 墓地区画	吹田市有 〇〇 墓地 ××× 番
承継の理由	使用者 ××××が死亡したため
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 使用許可証 <input checked="" type="checkbox"/> 申請者の本籍地が記載された住民票の写し <input checked="" type="checkbox"/> 承継の理由を証する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 本籍を明らかにする書類 <input checked="" type="checkbox"/> 相続人または親族であることを証する書類 <input checked="" type="checkbox"/> 承継関係説明図 <input checked="" type="checkbox"/> 承継関係説明図の記載内容を確認するための書類 <input type="checkbox"/>
摘要	

記入例

同 意 書

令和 7 年 4 月 1 日

吹田市長 あて

住 所 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

届出人

氏名 吹田一郎

吹田市有(〇〇)墓地 ××× 番に所在する 吹田 太郎 名義の墓地について、名義人は、令和 7 年 3 月 15 日死亡のため、当該墓地を届出人の 吹田 一郎 に墓地使用権を承継し、署名をもって異議なく同意いたします。

同 意 書

住所 大阪市北区×××××××

ご本人が自署してください。

氏名 吹田 次郎

住所 高槻市○○○○○○○○○○○○

氏名 吹田 三郎

住所 吹田市＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

氏名 大阪 花子

住所

氏名

住所

氏名

記入例

誓 約 書

(生前承継用)

吹田市長あて

吹田市有 〇〇 墓地 第 ×× 番に所在する墓地区画について、

使用者 吹田 太郎 名義の当該墓地区画の使用権を生前承継するにあたり、吹田市有墓地条例第6条に基づき、当該条例及び関係法令を遵守します。

この生前承継に際して、異議を申し立てる者が現れるなど問題が生じた場合は、譲渡人および譲受人の双方の責任において解決いたします。

また、問題が解決されるまでの間、新たな焼骨の埋蔵、改葬、分骨などは、墓地、埋葬等に関する法律第13条により、これを認められなくとも異議は申し立てません。

令和 7 年 4 月 1 日

譲渡人

住 所 吹田市泉町1町目3番40号

氏 名 吹田 太郎

譲受人

住 所 吹田市泉町1丁目3番40号

氏 名 吹田 一郎

記入例

吹田市有墓地変更届

令和 7 年 4 月 1 日

吹田市長 あて

申請者 本籍 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番

住所 大阪府吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号

氏名 吹田 一郎

電話 06-6384-1231

次のとおり 住所 の変更の届出をします。

許可を受けた 墓地区画		吹田市有 <input type="text"/> 〇〇 墓地 <input type="text"/> ××× 番
変更内容	変更前	旧住所 吹田市泉町 2 丁目 29 番 1 号
	変更後	新住所 吹田市泉町 1 丁目 3 番 40 号
添付書類		<input checked="" type="checkbox"/> 住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(抄本) <input type="checkbox"/>
摘要		

記入例

吹田市有墓地使用許可証再交付申請書

令和 7 年 4 月 1 日

吹田市長 あて

申請者 本籍 大阪府吹田市泉町1丁目3番

住所 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

氏名 吹田一郎

電話 06-6384-1231

次のとおり使用許可証の再交付を申請します。

許可を受けた 墓地区画	吹田市有 <input type="text"/> 〇〇 墓地 <input type="text"/> ××× 番
再交付の理由	使用許可証を紛失したため
添付書類	<input type="checkbox"/> 使用許可証（破損の場合） <input type="checkbox"/>
摘要	

記入例

吹田市有墓地返還届

令和 7 年 4 月 1 日

吹田市長あて

申請者 本籍 大阪府吹田市泉町1丁目3番

住所 大阪府吹田市泉町1丁目3番40号

氏名 吹田一郎

電話 06-6384-1231

次のとおり返還の届出をします。

返還する 墓地区画	吹田市有 <input type="text"/> 〇〇 墓地 <input type="text"/> XXX 番
返還の予定年月日	令和 7 年 4 月 20 日
返還の理由	墓じまいのため
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 使用許可証 <input type="checkbox"/>
摘要	